特定歴史公文書等利用制限決定通知書

年　　月　　日

様

丸亀市長　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等については、次のとおりその全部を利用に供しないことと決定しましたので、丸亀市特定歴史公文書等の利用等に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用請求に係る特定歴史公文書等 | 文書番号 | 特定歴史公文書等の名称 |
|  |  |
| 利用に供しない理由 |  |
| 連絡先 |  |
| 備考 |  |

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。